発議第１１号

流山市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

流山市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和３年７月７日提出

提出者

議会運営委員長　海老原　功一

提案理由　女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、住民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、本会議や委員会への欠席事由として育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図るほか、行政手続等において原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、市議会に対する請願書の書面への押印に代えて署名による請願を可能にするためである。

流山市議会会議規則の一部を改正する規則

流山市議会会議規則（昭和４２年流山市議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「事故若しくはやむを得ない事情のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第２項中「前項ただし書の規定にかかわらず、」を削り、「日数を定めて」を「出産予定日の８週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）前の日から当該出産の日後８週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第９１条第１項中「事故若しくはやむを得ない事情のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第２項中「前項ただし書の規定にかかわらず、」を削り、「日数を定めて」を「出産予定日の８週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）前の日から当該出産の日後８週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第１３９条第１項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）」を「及び請願者の住所」に、「押印」を「署名又は記名押印」に改め、同条第４項を同条第５項とし、同条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「請願を」を「前２項の請願を」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。